

多様化・巧妙化する悪質商法。高齢者だけでなく、団塊世代の皆さんをターゲットにした電話勧誘に関する相談や被害が増えています。ちょっとした心のすきを狙い、次々と新しい手口で近づいてきます。消費生活センターに寄せられた事例から、被害に遭わないためのポイントを学びましょう。



**事例1** 必ず儲かりますと勧誘されて...

100万円投資すれば、毎月5%の配当がもらえると勧められました。そんなうまい話はないと思いましたが、出資してしまいました。最初はきちんと振り込まれていましたが、半年経過したころから配当は滞り、連絡も取れなくなっていました。

↓「高配当」「元本保証」をうたついても約束されたものではありません。出資の内容に少しでも不明な点があればきっぱり断りましょう。

**事例2** いくら払っても、借金が減らない...

サラ金でお金を借りました。返済できなくなったので、別のサラ金で借りて返しましたが、雪だるま式に借金が増えてしまいました。

↓借金の多重債務は大変危険です。すぐに市消費生活センターへ相談してください。

**事例3** 無料プレゼントをもらうに行くと...

お店の宣伝のため、商品を無料で配ると誘われて会場へ行きました。ハンガーやティッシュをもらい、最後に高額な健康マットレスを勧められ、断り切れず契約してしまいました。



↓これは催眠(SF)商法といい、販売目的を隠して、会場に人を集め、高額な商品を契約させるものです。クーリング・オフの手続きをすれば、無条件に解約できます。

うまい話は、まずないと思ってください。もし、契約する場合は、契約内容や契約書をしっかりと確認し、契約する前に誰かに相談しましょう。少しでも変だなと思ったら、市消費生活センター（月々金曜日（祝日・年末年始は除く）の午前9時30分〜午後4時）へご相談ください。☎ 44-3174

「しまった...」と思ったら  
クーリング・オフの手続きを！

クーリング・オフは、電話勧誘や訪問販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です（すべての契約が解約できるわけではありません）。

**手続きの方法**  
電話勧誘や訪問販売などの場合、契約した日（契約書面を受け取った日）から8日以内にはがきなどの書面で契約相手に契約の撤回を通知します。

文書は保管のため内容をコピーしておき、送付した証拠が残るよう郵便局窓口にて「配達記録郵便」で郵送しましょう。□

インを組んでしまった場合は、信販会社にも同様に書面で通知してください。

〒	〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇	株式会社本社
〇〇〇〇	代表者〇〇〇様
住所	〇〇〇〇
契約者名	〇〇〇〇
申込契約日	平成〇年〇月〇日
販売店名	〇〇〇 担当者
販売店住所電話番号	〇〇〇〇
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
右記日付の申し込みは撤回（または）契約を解約します。	
平成〇年〇月〇日	